

浜松市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。）第15条、第17条第1項及び浜松市営住宅条例施行規則（平成9年浜松市規則第73号。以下「規則」という。）第10条に規定する家賃等の減免及び徴収猶予の取り扱いについて必要な事項を定める。

(減免の対象者及び額)

第2条 次の各号左欄のいずれかに該当し、家賃等の納入が困難であると認められる者に対し、各号右欄に定める額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減免することができる。

対 象 者	減免する額
(1)生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助受給者（以下「住宅扶助の受給者」という。）で当該年度における住宅扶助相当額以上の家賃の住宅に入居している者	入居住宅の月額家賃 - 住宅扶助月額
(2)住宅扶助の受給者で、長期の入院加療のため住宅扶助の支給を停止されている者	入居住宅の月額家賃
(3)震災、風水害、火災、その他の災害により住宅に著しい損害を受けた者 ただし、入居者の世帯の責に帰する過失並びに故意により損傷した場合は減免の対象としない。	$\text{入居住宅の月額家賃} \times \frac{\text{使用不能面積}}{\text{住宅の面積}}$
(4)疾病のため常時臥床又は日常生活の用の大半を介助によらなければならない状態であり、かつ、その状態が継続すると認められる者を含む世帯であり、世帯の収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3項に規定する所得金額並びに傷病者の恩給、遺族年金その他所得税が非課税となっているすべての収入の合計額が、令第2条第2項に規定する104,000円以下である者	入居住宅の月額家賃 × 50%

2 敷金の減額は、敷金の額から敷金に係る住宅扶助基準相当額を減じた額とする。

(家賃等の徴収猶予)

第3条 前条の規定に該当する者であっても、家賃の支払い能力が6月以内に回復すると認められるときは、家賃等の徴収を猶予するものとする。この場合は家賃の減免をしない。

(減免又は徴収猶予の申請)

第4条 家賃等の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、規則第10条に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収入を証する書類
- (2) 収入減少、生活困窮等の原因となる事実を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(減免等の期間)

第5条 減免等を行うことができる期間は次のとおりとする。

- (1) 減免 前条に規定する申請書を受理した日の属する月の翌月から当該年度内
- (2) 徴収猶予 前条に規定する申請書を受理した日の属する月の翌月から、月を単位として当該年度内6月以内

2 減免等は、必要に応じて再申請を行うことができる。

(減免等の承認)

第6条 市長は減免等を承認したときは、市営住宅家賃等減免・徴収猶予承認書(第1号様式)により通知する。

(原因消滅等の届出義務)

第7条 減免等を受けた者が承認期間中に承認原因となる事実に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(減免等の取消)

第8条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、減免等を取消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正の行為により減免等を受けた場合
- (2) 前条に規定する届出義務を怠った場合
- (3) 条例第30条第1項第1号から第4号に規定する明渡し請求の対象となる行為を行った場合

(低家賃住宅への住替指導)

第9条 市長は、減免等の申請者の実情に応じて、低家賃住宅への住み替えを指導するものとする。

(適用除外)

第10条 減免等の対象者であっても家賃滞納、無断転貸など法令・条例等の義務不遵守が

あり信頼関係を保持しがたい場合は適用をしないものとする。

附 則

この要綱は平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する

附 則

この要綱は平成14年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。ただし、第2条第1項第5号の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

市営住宅家賃等減免・徴収猶予承認書

年 月 日付けの市営住宅家賃等減免・徴収猶予申請書について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 次のとおりあなたの家賃等を減免します。

減免金額		減免後の家賃	
減免期間	年 月分から 年 月分まで		

- 2 次のとおりあなたの家賃等の徴収を猶予します。

家賃	
徴収猶予期間	年 月分から 年 月分まで

- 3 承認条件

次のいずれかに該当するときは、上記決定を取り消します。

- (1)虚偽又は不正の行為により減免等を受けたとき
- (2)減免及び徴収猶予に関する要綱に定める原因消滅等の届出を怠ったとき
- (3)浜松市営住宅条例第30条第1項に規定する明渡請求の対象となる行為を行ったとき